

9 保育の利用基準

番号	保護者（父母）の状況		利用基準指数	利用期間								
	類型	細目										
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで							
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45								
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40								
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35								
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30								
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25								
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20								
2	居宅内労働	居宅内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで							
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45								
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40								
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35								
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30								
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25								
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20								
	内職		週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20								
			月48時間以上の就労を常態	15								
			出産	出産		出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15	5か月以内 (出産予定月をはさんで 前後各2か月以内)				
						疾病 障害	疾病 障害	入院1か月以上	50	最長就学前まで		
								居宅内療養	常時病臥		50	
									精神性		精神障害者保健福祉手帳所持程度	50
											上記以外の程度	30
一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)	30										
障害	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳所持、愛の手帳所持	50									
		身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持	30									
		身体障害者手帳4級以下所持(聴覚障害を除く)	20									
4	介護	施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50	最長就学前まで							
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45								
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40								
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35								
			週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30								
			週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25								
			介護			重度障害者等の全介護	50					
	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	40										
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	50	最長就学前まで								
			上記以外の場合		20							
6	求職	就労内 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内							
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25								
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20								
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15								
			月48時間以上の就労を常態	10								
			求職	求職のため、外出を常態		10	3か月以内					
7	その他	就学等 不存在等	就学・技能習得等のため、保育にあたることができない場合	※①	最長就学前まで							
		前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50								
				※②								

- 備考 (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。
(2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間に含む。
(3) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数(50を限度とする)を求め、合算して当該世帯の指数とする。
(4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。
(5) ※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。
(6) ※②は、番号1～6を準用する。
(7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による利用基準指数は適用しない。